

会議名称		令和4年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		令和4年6月14日(火) 14時00分から16時00分まで
場所		杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委員	佐藤会長、石川委員、氏橋委員、内山委員、小林委員、佐久間委員、手島委員、中島委員、村本委員、山崎委員、井原委員、奥山委員、島田委員、新城委員、松本委員、浅見委員、加藤委員
	実施機関	高橋区民課長、高取課税課長、岡本納税課長、日暮国保年金課長、石河内介護保険課長、土田防災課長、伊藤建築課長、中村学校整備担当部長、鈴木済美教育センター統括指導主事
	事務局	岡本デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉島情報システム担当課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会 [制度概要・関係例規] 資料2 令和3年度第6回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 資料3 令和4年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 委員名簿 会議次第 令和4年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項補足資料

【会議内容】

- 令和3年度第6回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
諮問第1号	特別区民税・都民税滞納処分(普通徴収)に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第2号	特別区民税・都民税滞納処分(特別徴収)に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第3号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第4号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第5号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第6号	特別区民税・都民税滞納処分(普通徴収)に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第7号	特別区民税・都民税滞納処分(特別徴収)に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第8号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第9号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第10号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第11号	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務の外部委託について(変更)	決 定
諮問第12号	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の外部委託について(変更)	決 定

	更)	
諮問第13号	軽自動車税に関する業務の外部委託について(変更)	決 定
諮問第14号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について(変更)	決 定
諮問第15号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部委託について(変更)	決 定
諮問第16号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の外部委託について(変更)	決 定
諮問第17号	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務の外部結合について(変更)	決 定
諮問第18号	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の外部結合について(変更)	決 定
諮問第19号	軽自動車税に関する業務の外部結合について(変更)	決 定
諮問第20号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部結合について(変更)	決 定
諮問第21号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部結合について(変更)	決 定
諮問第22号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の外部結合について(変更)	決 定
諮問第23号	電子収納システム(コンビニ・クレジット)(小型)に記録する個人情報の項目について(変更)	決 定
諮問第24号	災害時職員非常呼集連絡に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第25号	災害時職員非常呼集連絡に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第26号	被災建築物応急危険度判定に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第27号	被災建築物応急危険度判定に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第28号	教育指導に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第29号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	決 定
諮問第30号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	決 定
一般報告	令和4年度 住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について	報告了承
諮問第31号	令和3年個人情報保護法改正に伴う杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方について	決 定

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和4年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。初めに、組織機構改正及び事務局職員の人事異動について、事務局からお知らせをお願いします。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>令和4年4月1日の組織機構改正に伴いまして、情報・行革担当部長の職が廃止となり、デジタル戦略担当部長が新設され、新たに着任いたしました岡本勝実でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>また、事務局の課名につきましても変更がありました。昨年度までは情報政策課でしたが、今年度からは情報管理課となり、併せて職員の人事異動がございましたので、御紹介いたします。情報管理課長の黒澤勝美です。</p>
情報管理課長	<p>よろしく願いします。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>以上でございます。よろしく願いします。</p>
会長	<p>続いて、委員の変更について、事務局からお知らせをお願いします。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>ただいま会長からお話がございましたとおり、委員の変更がありました。新委員の皆様には、委嘱状を席上に配布しておりますので、御確認いただければと思います。また、新しい名簿を席上に置いてございます。新しい委員のお名前を、この名簿の記載順にお呼びしますので、恐縮ですが一言頂戴できればと思います。</p>
委員	<p>(各委員から自己紹介)</p>
デジタル戦略担当部長	<p>新委員の皆様、どうもありがとうございました。</p>
会長	<p>続いて、連絡事項について、事務局からお知らせをお願いします。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>本日の会議におきましても、オンラインを併用しての開催としております。本日は加藤委員がオンラインで参加を予定しております。</p> <p>次に、本日の会議につきまして欠席される旨の御連絡がありました委員は、宇田川委員、細川委員、水町委員の計3名でございます。國崎委員は現在、連絡を取っておりますので、お待ちください。</p> <p>続いて、審議会進行に当たっての留意点について、情報管理課長より御説明いたします。</p>
情報管理課長	<p>会議の開始前に、審議会進行の留意点を確認させていただきます。発言者を明確にするため、発言をする委員は挙手をして、会長の指名を受けてから、お名前を名乗った上で発言を行ってください。オンラインの参加者は、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただくようお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてあるとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、資料2の令和3年度第6回の会議録についてですが、事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>

情報管理課長	特段ございません。
会長	それでは、委員の皆様から、会議録につきまして訂正箇所や御意見等がありますか。
(意見等なし)	
会長	ないようですので、令和3年度第6回の会議録については確定とさせていただきます。 それでは、次第の5に移ります。報告・諮問事項の審議に入ります。まず、資料3の報告・諮問事項について、事務局から連絡事項をお願いいたします。
情報管理課長	資料3に補足資料がございます。本日は、左上に「諮問第31号補足資料」と記載した資料を席上に配布しております。該当の案件の際は、こちらも併せて御覧いただくよう御案内をいたします。よろしくをお願いいたします。
会長	それでは、デジタル戦略担当部長、諮問文を読み上げてください。
デジタル戦略担当部長	(諮問文を読み上げて会長に渡す)
会長	デジタル戦略担当部長から諮問文を受けました。 本日も、委員の皆様と事務局、実施機関の方にお願ひがあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力を是非お願いいたします。 それでは、会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきたいと思ひます。初めに、諮問第1号から諮問第10号、それから諮問第11号から諮問第23号について、事務局から説明をお願いします。
諮問第1号～第10号 諮問第11号～第23号	
情報システム担当課長	(案件について説明する)
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。
委員	御説明を伺ったのですけれども、何がどう変わるのかよく分かりません。今まで紙でやり取りしていた内容を、これから例えば電子メールなどでやり取りをするということですか。
納税課長	システムを使いまして、これからは電子でやり取りをするという形になります。
委員	システムを使うというのを付け加えたのはどういう意味ですか。もう少し具体的に説明してください。システムを使って電子メールをやり取りするということですか。
納税課長	具体的に申し上げますと、こちらで情報をCSVファイルに変換いたしまして、それを専用回線で、システムを使って金融機関に照会する、それによって照会に掛かる時間がかなり短縮されます。今まで1か月から3か月掛かっていたのが、数日で回答が返ってくるようになります。
委員	まだ全く分かりません。CSVファイルには、名前、住所などの個人

	情報のデータが横に並んでいるのだと思うのです。それを銀行のシステムと突合して該当する人を探すとか、銀行側のシステムの中に入って検索までができるとか、そういうことなのでしょう。
納税課長	間にシステム、L G W A N - A S P を介在して金融機関とやり取りをします。金融機関と直接やり取りをするわけではないです。
情報システム担当課長	1点補足です。今までメールでやり取りしていたのではなくて、紙を郵送でやり取りをしていたのを、まず電子化するというごさいます。システムは特段、金融機関のシステムにアクセスするとか、そういうことではなくて、あくまでもこれまで郵送でやっていた手続を、共有のシステムを使ってやり取りするというごさいます。
委員	ということは、先ほど C S V ファイルを送ると言っていましたけれども、C S V ファイルで送ると、それに合致するデータを突合して探してくれる、「見付かりましたよ」とか、「この人ですね」とか、「いや、違いますか」とか、「では、もうちょっとこの辺探してみましようか」、「情報加えてみましようか」とか、そういうことをやってくれるのですか。では、違う聞き方をましよう。杉並区は今まで紙で渡していたものを C S V ファイルで渡すだけ、そういうことですか。そこが変わるのですか。
納税課長	そのとおりです。C S V ファイルで渡すだけです。
委員	銀行のシステムというのは、大変固いセキュリティになっていると思いますから、杉並区から銀行側のシステムに入れるわけではないということは理解しました。そうすると、C S V ファイルを渡すと、後の突合とか照会とかの処理は銀行側の方がやってくれるということでしょうか。だとすると、それに1か月も掛かるのですか。3か月が1か月になるのはいいことなのだけれども、もう少し短くなるのではないかという気がしますが、違うのですか。
納税課長	紙ベースで申し上げたのが1か月から3か月ということです。データになれば数日です。
委員	大体様子が分かりました。そうすると、その C S V ファイルはまた更に銀行の人が探してくれて、「この人見付からないけれども、こういうことはありませんか」とか、「引っ越したのではないですか」とか、そういうようなやり取りはなされるのですか。
納税課長	そういう場合もあります。ただ、システムの中で、C S V ファイルを金融機関ごとに分けてくれるのです。その金融機関にはこの C S V ファイルが行くという形で、自動でまた返ってきます。該当があればですが。基本的には手動ではないです。向こうからも自動で返ってきます。
委員	大体分かったつもりだったのですけれども、今度は金融機関から自動で返ってくるということで、また分からなくなりました。そのときは、その C S V ファイルに何か書込みをしたりしてくれるのですか。どのように戻ってくるのでしょうか。イメージが分かりません。

納税課長	基本的には、こちらがお尋ねしたCSVファイルに該当ありかなしか、それだけです。
委員	金融機関はたくさんあるので、対象者の預金口座はどこにあるかを調べるのは大変なはずですよ。ということは、そのあり得るだろう、例えば杉並区内にある銀行のほとんど、全部の支店にはないのだろうけれども、そうやって照合を掛けていくということですか、
納税課長	電子に限らず、そこにあるかどうかというのは分からないまま照会を掛けます。それで、あったらあるという回答が返ってくるという形です。
委員	そろそろにしますけれども、今回はそれだけですか。その人の銀行口座がありましたというときに、幾ら預金がありますとか、預金の口座の動きとか、そういったことも今回のこのやり取りの中で、それこそ向こうからデータでもらったりとかする、今回の諮問はそこまで含んでいるのですか。
納税課長	はい、含んでおります。おおむね口座の動きが、例えば3か月ぐらい分かるようにとか、そういう形で情報を頂きます。
委員	その法的根拠ですけれども、税金とかだったら法律がありますけれども、介護保険とか国民健康保険とか、これは税ではない、若しくは税だというように考えるのですか。つまり、それについてもやはり根拠法があって、それだけの個人情報を引き出すことはできるということなのですか。その法的根拠を知りたいです。
介護保険課長	介護保険法の、確か第144条だっと思いますけれども、地方税法、地方自治法に飛びまして、地方税法の滞納処分によって徴収することができるという規定がありますので、同じように処理ができるものと認識しております。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	2点お聞きしたいことがあります。まず1つ目は、1ページ目の内容の所に「一部の金融機関」とありますが、この「一部」について、これは何なのかということをお聞きしたいと思っています。いろいろな金融機関がありますので、どこまでを言っているのか。それによって、例えば金融機関のうちの何パーセントぐらいを網羅できるのか。区が必要としている金融機関はこの中に全部入るのか、あるいは入らない部分については相変わらず紙でやるのかということをお聞きしたいのが1つ目です。 2つ目なのですが、これは諮問の内容とずれてしまうかもしれませんが、同じ人の口座なのに違う住所などになっていた場合というのは、これは合わないではありませんという回答になるのでしょうか。それとも、それも追って、実はこの人にはこういう口座もあるよということを教えてくれるのでしょうか。教えてくれる場合というのは、外部結合記録票の6番の調査の内容、これに含まれるのでしょうか。
納税課長	まず、1つ目のお尋ねなのですが、全部の金融機関がおっしゃるとおり網羅されるわけではありませんので、今、全部の課で年間 31,000

	<p>件のうち、およそ 48%、年間ですと 15,000 件ぐらいはこちらで照会が掛けられるという想定で、それ以外は従来どおりの紙になると思います。今後、取り扱う金融機関が増えるかもしれませんが、今のところはそういう数字です。</p> <p>2つ目の御質問ですけれども、金融機関によって住所が必要でない所もあります。照会に必要な項目は、金融機関ごとに異なっておりまして、氏名と生年月日だけという所もあります。住所が必要な所はもちろん載せるのですけれども、住所が合っていなければ該当なしで返ってくるかと思えます。</p>
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	<p>2つ教えてください。このシステムというのは他の地方自治体なども共通のシステムなのかどうか、あるいは杉並特有の制度なのかというのが1つです。それから、口座残高というかなりセンシティブな情報が、民間事業者のクラウドの中に入っていくということなのですけれども、その民間事業者がその中のデータにアクセスして情報を見ないというのは、どのように担保されているのかというのを教えてください。</p>
納税課長	<p>他自治体と共通のシステムということではありません。ただ、東京都はもちろん、国税庁も既に使っています。国や都それぞれが、その私企業と契約をして、サービスを使っているという形です。</p> <p>もう1つのお尋ねですが、非常にセンシティブな情報ですので、専用回線を通してやり取りをするという形、クローズドの形でやります。CSVファイルという形なので、情報が漏れることはないです。万が一のことがあったとしても、分かりづらいような形にはなっています。原則、やり取りについては、その企業の中は見ません。契約等の際は、個人情報特記仕様書などで必ず縛りますので、そこは御安心いただきたいと思えます。</p>
情報システム担当課長	<p>セキュリティの面なのですが、これはLGWAN-ASPを使っています。LGWANはもともと閉域のセキュアなネットワークで、更にこのLGWAN-ASPが条件を満たしていないと、セキュリティをしっかりと担保しないと使えないものになっていますので、規約の中に厳しい条件が入っています。ですので、基本的にセキュリティに由来する情報漏洩はないと思っています。</p>
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	<p>今回も再委託の禁止ということに触れられていて、クラウドサービスの運用保守を専門業者に委託というようになっているのですが、この再委託の禁止の民間事業者なのですが、このシステムが、民間事業者が提供するクラウドサービスシステムとなっていて、この保守点検というのも同じ民間事業者、このシステムを開発した民間事業者だけというように認識をしているのか、その点はいかがなのでしょうか。</p>
納税課長	御指摘のとおりです。

会長	ほかに御質問はありますか。
委員	まず、延滞ということに対する定義ですけれども、これを教えてもらいたいと思います。要するに、日数的に何日以上を延滞者と言うのか、1日でも延滞者と言うのかです。 それからもう1つ、延滞をすると延滞利息というのが付くと思うのですけれども、これについてはどのような数字になっているのかお教えいただけますか。
納税課長	税の話でよろしいでしょうか。
委員	はい。
納税課長	延滞は納付期限を超えてしまうと滞納という形になります。今で申し上げますと、延滞、滞納になってから1か月は年利2.4%で、1か月超えると8.7%の延滞金です。
会長	ほかに御質問はありますか。では、御意見はありますか。
委員	かなり便利になるのだというのは分かるのですが、預金口座があるかどうかの突合するところまではいいのだけれども、その後、非常に機微な情報をネットでやり取りするというのは非常に不安です。先ほど、LGWANを使っているとか、それからASPだとか言っていました。それから、VPNもそうなのかもしれないけれども、だからセキュリティは大丈夫とおっしゃっていますけれども、絶対なんてないのです。高度な技術を持っている人はいっぱいいるわけですから。だから、預金情報まで出してくるということに関して非常に懸念があるので、これについては賛成しません。
会長	ほかに御意見はありますか。それでは、御質問、御意見がなければ、諮問第1号から諮問第23号は決定といたします。次に、諮問第24号・第25号、諮問第26号・第27号、諮問第28号について、事務局から説明をお願いします。
諮問第24号・第25号 諮問第26号・第27号 諮問第28号	
情報管理課長	(案件について説明する)
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。
委員	諮問第28号について伺います。この報告・諮問事項説明書には、杉二小のプールの解体について触れられていますが、今回の諮問が承認された場合、他校も含めた水泳授業の民間事業者への委託が可能となるという理解でよいか確認します。
学校整備担当部長	今回、杉二小の改築に伴ってプールがありませんから、こういう形で諮問をお願いしています。今後も小学校に限らず、学校の改築で既存のプールが活かされる例は少ないですから、そういう意味で言えば、今回この杉二小で諮問させていただく件が1つの前例になるかと思っております。
委員	分かりました。外部委託記録票の委託の内容を見ていますが、水泳運動

	系授業のと記載されていることによって、例えば今後、球技などの授業の民間委託のような話に展開したときには、また別途諮問が出るという理解でよろしいか確認します。
学校整備担当部長	今回は水泳が中心となるわけですし、御指摘の例が必ずしもあるかどうかは分かりませんが、もちろん内容が違うわけですから、改めて諮問させていただく形になろうかと思えます。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	<p>諮問第 24 号・第 25 号の災害のことです。まず、1つ確認したいのは、これは災害時の連絡に限ってということなのか、つまり日常的には使わないということなのか1つです。</p> <p>もう1つは、安否確認というか、職員から連絡をもらわないと、これは意味がないと思うのですが、その心配はないのでしょうか。</p>
防災課長	<p>まず、1点目です。あくまでも災害時のみの活用ということになります。ただ、日常で使う場合として、訓練で使用しています。</p> <p>2点目の安否確認については、基本的に杉並区の職員は震度5強があった場合には、全職員非常配備態勢ということで、自力で家族、自身の安全が確認できれば参集するというルールになっておりますが、安否の確認もすぐ取るという形での運用となっております。</p>
委員	分かりました。次は、小学校のプールについてです。今回使うプールですが、杉二小だとすると、多分環八を越えた所にある民間プールを使うようです。しかし、そのすぐ近くに大宮前体育館のプールがあるので、そこを使えば別に民間事業者に頼まなくてもいいように思うのです。民間事業者のプールを使うことに何かメリットがあるのですか。民間事業者のプールを使うことで、わざわざ個人情報を渡さなければいけなくなりますよね。
学校整備担当部長	区立の民間のプールを使ったらいいのではないかという御指摘ですが、やはり区立のプールは区民の皆さんに大変人気があり、特に大宮前はたくさんの区民に使っていただいている中で、特に夏から秋にかけては一番プールの需要が多い時期ですので、区民の皆さんに使っていただいている枠を頂くのはなかなか苦勞があるところです。今回は民間のプールを使わせていただいてプールの授業をやっていこうということで、今まとめているところです。
委員	その民間のプールの小さいバスが走っているのを時々見かけますが、例えば小学校1年生ぐらいのお子さんだったら、そのバスに取り残されて降りるのを忘れるということはないのだろうと思えますけども、中には身体障害があるお子さんがいたりして、プールを使うには特別の見守りが必要ということがあるのかと思います。学校内で使うよりかなり気を遣うというか、お子さんの身の安全ということに対して考えなければいけないことがたくさんあると思います。もちろん、そのことは情報として民間事業者にも渡したりするのだと思いますが、その辺りはどういう配慮になってい

	るのか教えてください。
済美教育センター統括指導主事	児童の安全管理については、まずプールですが、民間のインストラクター、教員合わせて7名体制を組むことができます。普段の学校でのプールよりも、多くの人数で安全管理をすることができます。移送のバスについては、民間のプールのバスを借りますが、教員が引率しますので、移動教室等と同じように、事故のないように事前の確認、また子供たちへの指導等はしっかり配慮しますし、タイムスケジュールもきちんと計画を立ててやっていますので、安全については事前に十分な準備をしております。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	諮問第24号・第25号、諮問第26号・第27号に関わることです。先ほどのお話は、専用回線なので回線自体が守られているということだったわけですが、今回インターネット回線をお使いになるということで、もちろんインターネットはオープンになっているわけですから、どこかと通信する際には、何らかのポートを開けてやり取りすることになると思うのです。素人みたいな質問で申し訳ないのですが、ポートが開いているということは、そこが侵入の入口になり得る可能性もあるので、その辺りの対策はどのようにされているのか、これは一般論になるかもしれませんが、どのようになさっているのか教えてください。
防災課長	想定しているシステムの中には、当然のことながらファイアウォールを備えるとともに、ネットワーク上のトラフィック監視や不正侵入検知動的制御システムというような対策をしっかりと行うということで、事業者のほうと選定してまいりたいと考えております。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	私からは諮問第28号に関わることです。委託に係る個人情報の項目の所で、「健康状態」、「傷病等の状況」までは理解できるのですが、「日常生活動作の状況」、それから「性格・行動の特徴」というものが書かれていますけれども、これはどのように違うのか、性格まで規定する必要があるのかどうか、教えてください。
済美教育センター統括指導主事	水泳という運動は子供たちにとって魅力がある反面、命にも関わるといいう状況でもあります。個々の特性を理解した上で指導することによって、何かあったときの対応を迅速にするとともに、子供たちは水の中に入っただけでちょっと気持ちが高ぶったりしますので、そういう意味では、そうした性格等の特性を把握することで、より個々に応じた丁寧な指導ができ、安全につながると考えております。
委員	今おっしゃったのは、言葉の流れで日常生活の動作につながるものなのかというように思うのですが、この「性格・行動の特徴」というのはどういうことを規定しているのでしょうか。
済美教育センター統括指導主事	具体的には、特性として急に動き出してしまう、じっとしていることができない、集団で説明しているときに話を余り聞くことができない、友達

	に少しふざけてしまう、こういったことが挙げられると考えております。
委員	ありがとうございます。やはり、外部委託で民間に提供するもので、できれば個人情報としては少ないほうがいいかと思うのですが、児童・生徒の安全性から言えば、一定の理解もできますので、その点はよろしくお願いいたします。
学校整備担当部長	少し補足させていただきます。今、御指摘のとおり大変センシティブな情報です。一方で今、統括指導主事が申し上げたように、子供たちの安全に関わることで、それをしっかり担保していくということで、必要な情報だということ、この辺りは、我々から事業者に対してしっかりと申し伝える必要があるというように考えているところです。
会長	ほかに御質問はありますか。私から、今の委員からの質問と関連しますが、頂いている諮問第 28 号の 14 ページの事務事業の概要の内容です。説明文中は「水泳の技術指導と技術指導中の安全管理を業務委託」となっていて、外部委託の内容は「水泳指導員に水泳技術指導の業務を委託」となっています。そういう意味で、いわゆる監視だけを委託するのではなく、授業そのものを民間事業者へ委託するという、説明とこちらの 2 行目と、どちらが正しい内容なのでしょうか。
済美教育センター統括指導主事	まず、教員の役割とインストラクターの役割を計画段階で明確に確認して行います。教員は全体の進行管理、安全管理も含めたところを中心に担います。インストラクターは、ふだん水泳を専門に取り組んでいる方々なので、技術的な指導の際に専門性を発揮していただくということが中心です。ただ、もちろんインストラクターも安全管理を協力して行うという、そうした役割分担で指導を行います。
会長	民間事業者のことをインストラクターと呼んでいるのですか。
済美教育センター統括指導主事	おっしゃるとおりです。
会長	実際に学校でやるときは、教員だけで授業をやっているのでしょうか。それとも、学校のプールでやるときにも、外部からインストラクターを手配してやっているのでしょうか。
済美教育センター統括指導主事	学校の場合は、教員が指導しております。
会長	ですから、施設を借りるというよりは、その授業の技術指導に関しても業務委託をするということになるわけですね。
済美教育センター統括指導主事	おっしゃるとおりです。
会長	分かりました。では、基本的には内容の説明文が少し正しくないということで、一番最後の行の外部委託の内容が正しいという理解で大丈夫でしょうか。そういうことをするから、日常生活動作の状況や生活行動の特徴を、この民間事業者に対して、インストラクターに対して提供する必要が

	あるということによろしいですか。
学校整備担当部長	そのとおりです。
会長	分かりました。続いて御意見はありますか。それでは御質問、御意見がなければ、諮問第 24 号から諮問第 28 号は決定といたします。次に諮問第 29 号と諮問第 30 号について、事務局から説明をお願いします。
諮問第 29 号・第 30 号	
区民課長	<p>資料 16 ページを御覧ください。案件名は、令和 4 年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ評価の実施内容等についてです。主管部課名は情報管理課及び区民課です。本案件については、住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ評価の実施内容等について、審議会へ諮問するものです。</p> <p>内容を御説明いたします。まず、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ評価の実施内容等について、17 ページの別紙 1 を御覧ください。諮問事項としまして、項番 1 に記載のとおり 3 つあります。1 つ目は総務省発出のチェックリストに基づく自己点検、2 つ目は住基ネット緊急時対応訓練、3 つ目は住基ネット安全措置実施状況等に関する職員アンケートです。具体的な内容は、項番 2 の各事項の実施内容に記載させていただいております。これらは例年諮問させていただいている内容ですので、詳細の説明は省略いたします。</p>
情報管理課長	<p>続いて、18 ページの別紙 2、情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等を御覧ください。諮問事項は項番 1 に記載のとおり、3 点ございます。1 つ目は情報提供ネットワークシステムの緊急時対応訓練、2 つ目は総務省発出の情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検、3 つ目は情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員アンケートについてです。</p> <p>それぞれの具体的な業務内容は、項番 2 の各事項の実施内容に記載しております。こちらも例年行っているものです。本件についてのセキュリティの評価に関する例年の流れについて御説明させていただきます。19 ページの参考資料を御覧ください。本件は年間 2 回の諮問をしておりますが、例年の流れを図に示しております。</p> <p>まず、上から 6 月です。今、行った諮問ですが、セキュリティ評価の点検項目や実施方法の妥当性を審議会に諮問したところです。この内容は専門的なことから、例年審議会では、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会に附託しまして、こちらの部会で審議していただいております。</p> <p>部会については、審議した内容を 10 月の審議会でご報告していただいております。その報告を受け、10 月の審議会において区へ答申していただきます。この答申を受けて、区はセキュリティ評価等を実施し、その上で、実施後 12 月の審議会においてその評価結果が妥当であるかについて、改めて</p>

	2回目の審議をいたします。その諮問についても、同じく審議会が部会に附託し、部会で審議を行い、3月に部会から審議会に報告され、3月の審議会において区に答申を頂いているというような流れになっております。説明は以上です。
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。
委員	この評価は毎年やっているとおっしゃったのですが、何年ぐらい前から何回ぐらいやっていたらっしゃるのでしょうか。
情報管理課長	平成28年から実施しております。
委員	そうすると、毎年実施していて、いろいろなものがあぶり出されてきて、それが改善につながっていると思うのですが、近年の状況はどうか。大分まとまってきているのですか、それとも実施するたびに課題が見つかってくるのですか。
情報管理課長	例年行っている内容ですが、例えば職員に対するアンケート調査などを実施しています。そこで、セキュリティがきちんと確保できているか、所管の業務について流れを実施しているかなどを把握しております。年によっては、アンケート結果の調査項目の肯定的なパーセンテージの割合が若干落ち込むようなこともございます。各所管課でセキュリティ教育や研修はきちんと行っておりますが、そういう場合は、各所管課において職員に知識をきちんと得てもらい、次のアンケートのときには良い評価になるように、教育などを行って改善を図っています。
委員	システムをブラッシュアップして、より完成度の高いものになっても、担当者が人事異動などで入れ替わったりした場合には、また教育し直さなければいけません。そういうソフト面、マンパワー的なところもありますので、毎年やることは意義があるのかと。ですから、毎年、基本的なところをきちんと押さえていくことは、くどいようですが意義があるかと思いました。ありがとうございます。
会長	最後の御発言は御意見として伺っておきます。ほかに御質問はありますか。では、御意見はありますか。特にありませんので、本諮問については、まず細かく適正さを確認すべきと思いますので、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において事前の確認を行い、その内容を第3回審議会にて部会からの報告を受け答申することといたします。なお、部会の運営については、私が部会長ですので私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	ありがとうございます。それでは、事務局は調整の上、部会を開催してください。よろしく願いいたします。次に一般報告があります。事務局から説明をお願いします。
区民課長	20ページを御覧ください。案件名は、令和4年度住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリ

	<p>ティ運用計画等についてです。主管部課名は情報管理課及び区民課です。本案件については、住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について、審議会へ御報告するものです。</p> <p>それでは、内容を御説明いたします。まず、1の住民基本台帳ネットワークシステム業務に係る事項の(1)杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条等の規定に基づく報告について、21ページの別紙1を御覧ください。令和3年度の処理件数ですが、一覧表の中段の区分、戸籍の附票記載事項通知の第5号の件数が、令和2年度と比較して大幅に増加しています。この理由としては、令和3年9月から戸籍の附票に住民票コードを記載するため、住基ネット上で住所地と本籍地の情報を突合させるファイルの送信が開始され、突合ファイルの件数が戸籍附票記載事項通知の送信分としてカウントされているためです。</p> <p>なお、6号の受信件数については、本来第5号と同様に、他自治体から送信されたファイルが計上され、大幅に件数が増加するところですが、住基ネットの運営団体であるJ-LISに確認したところ、受信件数については、システムの使用上、複数世帯の突合ファイルを1件としてカウントする仕様であるとの回答があり、このため、第5号のように大幅な増加にはなっていません。その他の件数は表に記載のとおりです。</p> <p>次に、(2)令和4年度住民基本台帳ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画について御説明いたします。22ページの別紙2を御覧ください。計画の内容ですが、4月に異動者等を対象に、住民基本台帳ネットワークシステム業務の新規従事者への研修を実施したところですが、6月は本日、こちらに記載のとおり、先ほどの諮問第29号と本報告を行っているところですが、7月から9月にかけて、チェックリストに基づく自己点検を実施します。9月から10月には住基ネット緊急時対応訓練を実施、11月から12月には住基ネット職員アンケートを実施する予定です。そして、12月にはこれらのセキュリティ対策の実施結果について、審議会に改めて諮問する予定です。住民基本台帳ネットワークシステム業務に係る事項については、以上です。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>続きまして、23ページの別紙3を御覧ください。令和4年度情報ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画について、御説明いたします。方針は、情報提供ネットワークシステム業務における人的、物理的及び技術的セキュリティ対策の徹底です。この計画の内容ですが、4月に情報提供ネットワークシステム業務の新規従事者を対象とした研修を実施しました。6月については記載のとおり、先ほどの諮問第30号と本報告を行っているところですが、6月は情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練を実施する予定で、6月から7月に自己点検を実施する予定です。11月から12月には職員アンケートを実施し、12月にその実施結果について審議会に諮問させていただく予定です。一般報告についての説明は</p>

	以上です。
会長	ただいまの説明について御質問等がありますか。
委員	21 ページの戸籍附票の送信と受信の差分の御説明を頂いたのですが、1 回で理解できなかつたので、もう 1 回御説明いただいてもよろしいですか。
区民課長	まず、こちらが送信する分ですが、それは 1 世帯を 1 件としてカウントをされております。受ける方ですが、杉並区に本籍のある方についてですが、その受けるものについては複数世帯、これは最大 7 万件というような形で言われています。それを 1 ファイルとして送信されてくるということなので、そういう点で 1 ファイルの入っている世帯数の単位が異なっていますので、件数にこれだけ大きな差が出てきているというところですよ。
委員	その説明は分かりました。そうすると、この受信の 24,880 件の中には、今おっしゃった 7 万人分が 1 つのファイルになっているというものをカウントとしているのか。それとも、そもそもそろわないからと除いているのかというところで、どういうようなことでしょうか。
区民課長	こちらのほうでは、そのようなファイルについては 7 万、例えばそれが 7 万だったとしても、1 ファイル 1 件としてカウントしています。
委員	分かりました。カウントしたものとしても、前年から 2 割ほど減っている数字になったというふうなことでもいいのですね。
区民課長	おっしゃるとおりです。これは、やはり杉並区を本籍地とする方の、実際の住所異動、転居も含めてですが、住所異動について、実際にはそういうものを足上げた結果、こういうような数字になったというところでございます。
委員	分かりました。杉並区としての報告内容に関して疑義はないのですが、これは J-L I S の対応として、こんなことがあっていいのかどうかというのは極めて疑わしいというのが、報告を伺った印象としてありまして、諮問を受けている立場としては、そこは同条件で数値を上げてくるべきではないのかということ、それが J-L I S 側のボトルネックによって正確な数値として出てこないということであれば、それは J-L I S に改善を求めるべきではないかと思えます。これもいつまでか分からないですが、その辺り区民課としての見解はいかがでしょうか。
区民課長	頂いた今の御意見については、区を通じて J-L I S のほうに伝える形にさせていただきたいと存じます。
会長	ほかに御質問等ありますか。
委員	21 ページの戸籍の附票のことで、送信のほうが令和 2 年度から令和 3 年度がものすごい桁が違って上がっているというのは、説明があつたら重複で恐縮なのですが、この理由を教えてくださいたいのです。
区民課長	これにつきましては、令和 3 年度 9 月から戸籍の附票に住民票コードを記載するために、住基ネット上で住所地と本籍地の情報を突合せせるファイルの送信というのがございまして、そのファイルの送信が 1 世帯 1 件と

	<p>いう形で、杉並区から送信をするという関係で、それだけの数字の増加があるということです。つまり、その突合ファイルはこれまでの戸籍の附票の単純な異動の通知だけではなくて、その突合ファイルの件数、これは全戸籍について送るような形になりますので、全部終わっているわけではないのですが、その件数が加わることで、これだけの増加となっているところ</p>
委員	<p>カウントするルールが変わったということですか。</p>
区民課長	<p>これまでの戸籍の住所地の異動のデータのほかに、その住民票コードを戸籍の附票に反映させるためのデータの送信ファイルが新たに加わっているということで、その分の件数が加わっていることで大きく増加になっている、そういうところ</p>
委員	<p>数える項目が増えたということですか。</p>
区民課長	<p>そうです。これが令和3年度から始まっているという、数える項目が増えたというところ</p>
情報システム担当課長	<p>私も深くは存じ上げてないのですが、今の話を整理すると、今までやってなかったところが増えて、今後も継続して送るものが増えたというところだと思っております。</p>
委員	<p>その付記がないと、この増加というのは異常値だと思うのです。その辺の説明を頂かないと、あるいはデータの管理としてこのままでいいのかなというのはちょっと思いました。今のは意見です。</p>
会長	<p>その辺りのことで、質問というか確認なのですが、令和3年度で368,000件とかになっているわけですけれども、令和4年度もこのぐらいになるものなのですか。それとも、令和3年度だけに突出するようなものなのでしょうか。</p>
区民課長	<p>これだけの幅の増加の件数については、令和3年度のみでございます。</p>
会長	<p>そうすると、また来年度は従来どおりの元の値に戻っていくというか。</p>
区民課長	<p>そうです。近い値に戻ってきます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ほかに御意見等がありますでしょうか。では、御質問等なければ、本件は了承といたします。次に、諮問第31号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>諮問第31号</p>	
情報管理課長	<p>(案件について説明する)</p>
情報管理課長	<p>本件につきましては、検討に時間を要するということと、個人情報保護制度に係る専門的な知識に基づき御審議いただく必要があると考えており、新たな専門の部会を立ち上げ、部会にて事前の御審議を頂いて、その結果を踏まえて審議会に審議、答申を頂きたいと考えているところ</p>
会長	<p>今、事務局から説明がありましたように、諮問の内容によっては、検討に時間が掛かるものや専門的な見識を必要とするものがあります。そうした案件については、この場で答申を行わずに、審議会とは別の日程で専門</p>

	<p>の部会を開いて時間を掛けて検討し、その検討結果を審議会に報告していただいた上で、審議会で審議して、結論を出すという方法をこれまでも取っているかと思います。事務局の説明では、本件に係る専門の部会を新たに設置して議論してもらいたいとのことですが、これについて御意見、御質問はありますか。</p>
委員	<p>専門部会の構成については、会長に伺ったらよろしいのですかね。どういった委員構成を検討されているのかお伺いしたいと思います。というのは、確かに専門性が高度に要求される議論が求められるということは説明を受けて理解はしたものの、内容によっては、むしろ一般的な感覚のようなものが厳しく問われるべきテーマも含まれていると思うのです。具体的に申し上げますと、この要配慮個人情報に関しては、専門性の高い専門部会で揉んだものが、11月上旬の審議会で答申されたときに激論されることが想定されると感じておりました、この辺り、全部を審議会の中で闘わせるのか、それともある程度、より一般に近い方も専門部会に含まれてくるのかというのは重要だと思っているので、その点を確認させてください。</p>
会長	<p>今は従来の専門部会と同じような委員構成で考えておりました。ただ、委員からの御意見もありますので、それも検討しながら決めていくことはあるのかなと思いますが、一方で、比較的短い期間中に条例の案のもととなるようなものを作っていかなければいけないので、その作業を行い、その後この審議会の中での審議もあって、更にその後パブコメをかけて、それが採まれるということを考えますと、従来の専門部会の形で、まず素案を作り上げた上で、それに審議会からの御意見なり、パブコメからの御意見を受けて、必要な修正をするという手順もあってもいいかなと今のところは考えてはおりました。ほかに御質問、御意見はありますかでしょうか。</p>
委員	<p>今、委員の御意見を伺って、なるほどなと思いました。というのは、本日、席上配布でこの資料を頂きましたが、どうしてこれが1週間前に配布するときに同封されなかったのか、つい最近の新しい情報があるから間に合わなかったという内容では全くないのです。こういったことも出さないと、初めに出された諮問事項が6項目並んでいるだけです。普通でしたら、この内容であれば分からないですよ。若しくは、分からなくても構わないのだと、専門家だけでやればいいのだということで、席上配布にしたのでしょうか。このことに区の姿勢が端的に表われていると思いますが、釈明してください。</p>
情報管理課長	<p>まず、席上配布の資料については、本来は1週間前に配布させていただくこととしておりましたが、こちらは単純に事務作業が間に合わなかったというところで、本当に申し訳なく思っております。</p>
委員	<p>間に合わないような内容ではないですよ。昨日今日の話ではない。大分前から分かっている内容ですよ。しかも、どのように作っていくかというのは重要な問題ですよ。これは強く指弾しておきます。</p> <p>あと、会長にお尋ねしたいのですが、今回の部会は公開するのでしょうか。</p>

	それから、議事録等を事前に出すのかどうか。いつものシステムに関するものとは性格が異なると思っておりますので、そこをお尋ねします。
会長	<p>公開、非公開に関しては、これから議論ができると思いますが、参加の形態に関しては、従来の特設部会と同じ位置付けだと思っております。ですから、この審議会の委員の方は自由に傍聴していただくという形で進められればと思っております。</p> <p>私個人としては、システムの話のような秘密性があるものではないので、この内容に関しては公開することはできるのではないかと思います。私の考えが及ばないところもあるのかもしれないので、そこは慎重に確認しながらやっていければと思います。</p>
委員	あと、確かに専門的な内容ではありますが、一般区民にとっても大変影響があるような内容です。そういった意味では、まとまったところでパブコメというのではなく、全体の審議会にお尋ねするだけでなく、途中で何か区民が知り得るような手段、例えば議事録をインターネットで公開するとか、そうすると、実際には参加しなくても、こういうように話が進んでいるのだなということが分かるようにして、区民の方も関心を喚起していく、そして場合によっては御意見をフィードバックできるような、そういった配慮が頂ければと思っておりますが、いかがでしょうか。
会長	<p>そうですね。御指摘の点はごもっともだと思いますが、実際には、7、8、9月の3か月ぐらいでまとめていくというものであります。通常、このようなことをまとめるときには、どちらかという、今回、区で条例を定めてよいと言われている部分について、1つずつ固めていくことになると思うのですが、順番にそれを固めていった上で、最後に全体の整合性を見て、整えて仕上げるという作業を一般的に行うと思うのです。</p> <p>条例の1つ目を最初に検討したら完了、2つ目が完了、3つ目が完了とはならず、1つ目、2つ目、3つ目がある程度作った上で、改めてそれらの全体を見て、もう1回全部を整えるということがあると思いますが、そういった場合に、整えた後のものを見ていただいたほうが、むしろ区民の方の混乱は少ないのではないかと、個人的には思っているのですが、私個人がどう思っているかという御質問であれば、いわゆるたたき台、ここに出すのがたたき台ですが、たたき台の前のたたき台、この特設部会で行う最終検討が行われる前のものを出すというのは、むしろ未完成のものを先に出してしまうかなと思っております。もちろん期間があれば、それをどんどん圧縮していくというのものもあるかと思いますが、現状では時間的にはかなり厳しいスケジュールで進んでいくのかなと思っております。</p>
委員	部会での話し合いに入る前に、私としては審議会の委員として、いろいろと聞いておきたい大まかなところがあるのです。それもあって、是非伴走していただきたいという思いがあるのですが、細部には入りませんので、2つ、3つ御質問してもよろしいでしょうか。
会長	はい。

<p>委員</p>	<p>まず、今回改正しようとしている条例には、標準、ひな形といったものがあるのかどうか。もしあるとしたら、杉並区はそれに合わせるのかどうか。普通は条例というのは上乘せ、横出し等があります。今回は特にそういったものを認めないと言っているわけです。国、個人情報保護委員会もそのように言っているわけです。普通はあり得ないのです。</p> <p>個人情報保護条例というのは、釈迦に説法ですが、国は2003年5月になってやっと作ってきたわけです。ですが、自治体はその20年、30年前からやっているわけで、大変な蓄積がある。それに対して、上乘せ、横出しを認めないなんて、なんと偉そうなことを言うものだと思っていますので、まずそこをお聞きしたいです。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>まず、委員御指摘のひな形のようなものについては、4月下旬に国がガイドライン、事務Q&Aのようなものを出したときに、標準的なひな形といえますか、サンプルのようなものは添付されておりました。委員御指摘のように、自治体としては上乘せ、横出しというような裁量が極めて制限されている内容であるという改正法だというのは事実だと思います。</p> <p>ただ、我々としても、区の個人情報保護条例については昭和62年に制定され、国が個人情報保護法を制定したのは、恐らく平成11年だったかと思いますが、自治体のほうが国に先んじて、数多くの自治体が条例を作ってきて、むしろ国は後を追ってきたという歴史があると思っています。</p> <p>区として、この条例に関しては、この区の先進性といえますか、これまでも個人情報を守ってきたという歴史と誇りもありますので、上乘せ、横出しのところでは、国のガイドラインを読んでも、いろいろな解説等を読んでもかなり厳しいなと思っていますが、今回の部会の中で検討していただきたいと思っておるのですが、その中で区の独自性といえますか、どこまで余地、裁量といえますか、そうしたものを入れることができる範囲があるのかということも踏まえて考えておりますので、単純に国が出してきたサンプルをそのまま横流しにするということは考えておりません。</p>
<p>委員</p>	<p>今の御答弁を伺って少し安心しましたが、ただ、例えば杉並区では住基ネットが始まったときに、前の区長になります、国に対して裁判を申し立てました。ただし、そのときには国・地方との争いをする手続を国は取らずに放っておいたことで、杉並区は国と地方の係争をきちんと裁判で争うことができなかったわけです。</p> <p>ところが、今回は国のほうは、そんな独自のものを作るようであれば係争委員会にかけるぞと言っていますが、私はこれも怪しいと思っています。放っておけば、結局は何もしないまま、自治体は手出しができないということではあるのではないかと考えています。杉並区にはそのぐらいの責務があると私は思っているのです。</p> <p>多くの自治体は、財政力もなく、いろいろな知見もありません。例えば23区のようにきちんとした法務部があるとか、そのような準備がありません。</p>

	<p>るので、思っている、なかなか国に盾突くことはできないわけです。ですが、杉並区はこれだけ力のある自治体なので、しかもずっと蓄積した歴史があるわけですから、そこについては、やはりきちんと範を垂れるぐらいの、そのような態度、プライドでやっていっていただきたいと思っております。何かお考えがあれば聞かせていただきたいです。</p>
情報管理課長	<p>御指摘を頂いたとおり、区としてもこれまでの歴史に誇りを持っております。今後も、その先進性、実効性というものを少なくとも後退させるようなことは考えておりません。むしろ、維持、向上させていきたいと考えております。ただ、やはり制限が厳しい中で何ができるのかというところは、今時点で具体的な何か明確にあるわけではありませんが、今後の検討の中であつたり、ほかの自治体の状況等も見ながら、我々としても前向きに考えてまいりたいと思っております。</p>
委員	<p>今回の条例改正が国の方針によって進むと、原則が変わることがたくさんあるわけです。そういったことについて、区民の方に丁寧に説明しなければいけないと思っております。それには、1回のパブコメだけでは間に合わないだろうと思っておりますので、私は部会の度に話し合ったことを、早め早めに知らせてほしいと御提案申し上げたわけです。例えば、外部結合は杉並区の条例では原則禁止です。それを、例えば法令があるときは許容するとか、本日も外部結合に関して諮問事項がありました。ところが、これからは外部結合が原則OKになってしまうのかということ、これは余り細かく答弁がなくてもいいです。</p> <p>それから、要配慮個人情報についても、杉並区の条例では第7条でしっかり書かれています。ところが、国の法律ができたから、もうそれで十分だと今回言っていますが、見比べてみると、国の法律には思想や宗教とかがないのです。これはかなり大きいです。思想に関するものを、良心の自由等を収集するかどうかといったことについては大きいわけです。このことは、自分の自己情報を開示したときに、なぜここに収集されているかといったことに今後ならないとも限らないわけです。そういった意味では、原則が引っ繰り返ってはいけないのだけでも、そういったことがあるのであれば、それを丁寧に早いうちから御説明しなければいけないと思っておりますが、何か手立ては考えていますか。</p>
情報管理課長	<p>まず、1点目の外部結合等の話です。正におっしゃるように、国からは外部結合に関する類型的な諮問が今後できなくなりますというようなことは言われております。一方で、これまで審議会で議論をしていただいている役割といいますか、その位置付けはかなり大きいものがあると思っております。その諮問ができない中で、個人情報等を守るための方策に何かあるのか、どのようにしていけば個人情報が守られていくのかということについては、今後それはもちろん検討してまいりたいと思っております。</p> <p>続いて、要配慮個人情報の話ですが、国は改正法に定義があるものは重複して条例に定めてはいけないというような言い方をしております。した</p>

	<p>がって今、御指摘がありましたように、改正法の要配慮個人情報の定義については、区の今の条例の定義よりも具体例として挙げられているものが数としては少なかったのかなと思います。</p> <p>少なくとも、条例については改正法と同じ規定を設けることができない中で、では一方で、個人情報保護の水準を下げずに条例にはどのような規定の仕方ができるのかということも含めて、今後検討していくことになると考えております。</p>
会長	ほかに御質問、御意見はありますか。
委員	<p>私からも何点か基本的なことを含めて教えてください。私も同じように、このような出され方については非常に心外に思っています。以前、この審議会できちんと学習会をやろうと提案がされたときに、私はまだまだ状況がはっきりしない中、時期尚早かなということで、一旦は異議を唱えた立場でもあるのですが、このようなやり方で示されて、他の委員も含めて、この説明が本当に理解できたのかどうかという点については、私は今の説明を伺っても本当に理解できていない状況で、非常に疑問を感じています。</p> <p>会長に伺いたいのですが、本日の諮問の内容ですが、法律に基づいてこの規定を考えなければならないです。それに当たっては、部会を設置することを諮問するということなののでしょうか。そのようなことがこの文面からは全く窺えないのです。何を諮問するのかということ、本日私たちは何を決めるのかということについて、この文書には書かれておらず、昨日担当にお電話をして確認したところ、そのようなことだと伺いましたが、この文面からは私たちの本日の課題については全く分からないというところで、注意といいますか、私の疑問点を出したのですが、その点についてどのようにお考えなのか。</p>
会長	<p>少なくとも私の理解は、本日の審議会に係る諮問という意味では、専門部会の設置に関する諮問ということになります。それを区から先ほど口頭で言われたので、それに関して審議会としては諮問するということになりますので、専門部会の設置を認めるのか、認めないのかということですね。</p>
委員	<p>その点は理解いたしました。では、事務局においては、そのようなことが分かるように明記していただきたいと思います。それを見て、私たちはどう臨むかということを考えますし、臨むに当たっては、何が必要かということも考えなければならないので、その点は是非やっていただきたいと、今後注意していただきたいと思います。</p> <p>それから、スケジュールのことも出されているのですが、このスケジュールも諮問の中身として受け止めてよろしいのでしょうか。</p>
会長	<p>スケジュールという、おっしゃっている趣旨は、設置をするかが諮問なので、設置するかしないかだけです。先ほどの委員からの御指摘に関してお答えする中で、本来1年ぐらいあれば、そのような形の進め方もありますが、3か月ぐらいしかないときというので、私の個人的な考えをお</p>

	伝えした形です。
委員	では、本日は専門部会を置くかどうかの諮問、この1点に限るという理解でよろしいわけですね。
会長	そうですね。ただ、スケジュールは先ほど区からの説明がありましたが、条例設置は来年4月ということは法律上決まっておりますので、そこから逆算するしかないのです。そうすると、パブコメもそれを引いていく形になると、そこは私の想定としてお伝えしましたが、多分誰が引き算をしても恐らく9月ぐらいには条例案の形ぐらいにはまとまっていないと、パブコメが間に合わなくなって、来年4月に条例が施行できないということになるので、私見としてお伝えしましたが、ほかの方が計算しても、余り変わらないと思います。
委員	事務局に確認したいのですが、杉並区は今回、審議会にこのような提案を初めてしているのですが、他区の状況はいかがなのでしょうか。もう既に、私たちも議会では様々に取り上げている場面等もあって、他区ではもっと早くに進んでいるような状況も窺えるのですが、なぜこのような段階になってしまったのか、その理由を確認させてください。
情報管理課長	まず、他区の状況については、近隣ですと世田谷区が既にこういった審議会のような場に作業部会という名称だったかと思いますが、そうしたものを設置して、今現在審議を進めている最中と確認しています。そのほかにも、板橋区やほかの複数の区でも、この審議会というような類似の場を持っておりまして、そこに部会のようなものを設置して、これから審議をしていくと聞いています。 今回このタイミングで、杉並区が諮問をさせていただいているということについては、まず年度に入って、4月に国からガイドラインや事務のQ&Aのようなものが出るタイミングといたしますか、その内容を確認してから、部会の設置が妥当であるかも含めて内容を確認させていただくことがあったので、今の時期になってしまったという経緯があるものです。
委員	やはり、この審議会そのものがどのような位置に置かれるのかということも含めて、大変重要な案件なのです。今後、先生方が部会で担当されるということは、これまでの審議の状況を伺っていて信頼はしているのですが、ただ、その都度どのような議論をされていくのか、その都度に対して疑問を持っている立場からどのような意見表明ができるのか、そういう手続上のことというのはどのようにお考えかを教えてください。
情報管理課長	この部会については、設置が認められた際には、7月から9月までに約3回程度開催を考えているところです。その中で、もちろん傍聴も可能ですし、その後の審議会のほうに報告させていただく機会があると思いますので、そこで意見を出していただくというのは可能かと思っておりますが、その間の中で、どういった情報を提供させていただくことが可能かということについては、スケジュールの関係などありますが、そこは今後、事

	<p>務局でも検討させていただきたいと思っております。</p> <p>もちろん、個人情報保護条例の改正というのが大きな出来事だとは考えていますので、そこはなるべく多くの皆様方に情報を知っていただき、こういった議論が交わされているのかということを知っていただくというのは重要と思っています。ですので、そこはなるべく情報の公開といいますか、どうすればうまくできるかということは今後検討していきたいと考えています。</p>
委員	<p>先ほど、他の委員からも10月は議論が沸騰するというようなお話もありましたが、本当にそういう問題だと受け止めております。やはり様々に意見を表明すること、一旦審議会が答申を出せば、議会がどんなにいろいろな意見を出して騒いでも、なかなかそれが通用しないという状況も、私たちは過去の経験でいろいろありますので、その点はやはり慎重にやっていただきたいということが強くありました。今日は本当に残念なことなのですが、諮問については、この部会を設置するかどうかについてということは、まずは確認いたしました。</p>
会長	<p>ほかに御質問、御意見はありますか。</p>
委員	<p>意見として申し上げます。まず前提として、今回の令和3年改正の個人情報保護法の案については、大筋で必要なことだと考えていて、これに沿った形で、令和5年以降、適正な個人情報の活用というものが進んでいくということには賛同しています。</p> <p>それを前提とした上で、今回部会の設置に当たっては、その多くは手続的、法的、専門的な見地から議論がされるべきものであるということは確認をしましたが、一部においては、そういった内容とは少し趣を異にするものがあるということも確認されましたので、繰り返しにはなりますが、部会の構成員については慎重に御検討いただいた上で、11月上旬の答申の際には、ある程度その辺りの民間の感覚が反映された状態の案を諮っていただくことを要望したいと思います。</p>
会長	<p>ほかに御質問、御意見はありますか。この後の進め方になりますが、これまでも度々この杉並区の審議会においては、法律で決まってしまうと、自由度が結果的に失われたケースがありますよね。特に行政事務に関しては、そもそもその行政事務が必要なかどうかというところでも、それが法律で決まってしまう場合、もう受けざるを得ないというところがあったかと思えます。そういう意味だと、今回更にそれを遡って、条例設置そのものに関してのところは法律で決まりました。ただ、こればかりはやはり一応、改正個人情報保護法の立法時、改正時にそれに反対をしてというのはありますが、一旦これが法律として通ってしまった場合には従わざるを得ないとは思うのです。</p> <p>そういう意味で、今回の機会を前向きに捉えるという意味では、従来もありましたが、杉並区としてはこの個人情報保護はかなり水準を高くやっているわけですが、結果的に住基ネットなりマイナンバーのシステムを使</p>

	<p>って、他の自治体に対して情報が出ていってしまった部分は、実はこちらはまだ何ともできなかったわけです。ですから、この部分に関して、今後はそこが一体化しますので、こちらのほうで是正なり改善という部分について、個人情報保護委員会などに意見を言うということを通じて、全体のレベルアップをする機会は逆に増えたのかなとは思っています。</p> <p>ですから、従来だと何をどう頑張っても、杉並区の中でしかレベルを上げることができなかったわけですが、これからは、その部分に関しての安全管理措置などの言っていることが不足だということであれば、それを打ち返すと、逆にそれは他の自治体でも同じレベルに上げることができるようにはなるので、そのような前向きな捉え方をして、この後のこの条例の新しい在り方とか、その条例の範囲内でどういう審議をするのかということに関してやっていくのがいいのかなと思っております。</p> <p>私からは個人的にはそのような、少し消極的ではありますが、法治国家である以上、法律上決まってしまったものは、一旦は従うしかなくて、むしろ次の改正のときに向けて、どういう前向きな意見をそこに言っていくのかというようなところかなと思っています。</p> <p>では、いろいろと御意見を頂きました。区民委員の方で何か確認しておきたいということはいかがでしょうか。少し難しい内容だなと思われていると思うので、どちらかという、新しい条例案みたいなものを見ながら、こんな条例案になります、この審議会は今後どうなりますというのを見ていただくほうが、私はむしろそのほうが分かりやすくなるのかなとは思っているのですが、それに向けてのことを、この新しく設置する専門部会のほうでたたき台を作っていただいて、こちらに持ってきていただくというようなことを進めていくのでもいいのかなと思っております。もし御意見、御質問がないようでしたら、設置するという形で考えていきたいと思えます。</p>
委員	個人情報保護委員会が出しているガイドラインは部外秘というか、皆さんにこういう感じで、この部分がやっていいけどこの部分は駄目だというのは、事前にお伝えするのはまずいのですか。
会長	これは公開されている情報です。公開されている情報を、今回諮問第31号補足資料として杉並区がまとめてくださった形ですね。
委員	公開されているということは、委員の皆様方はみんな御存じというか、あと区民の方も御存じということですか。
情報管理課長	国の示しているガイドラインについては、個人情報保護委員会のホームページ上で4月20日以降公開されているものですので、どなたでも御覧いただくことは可能なものでございます。
委員	なるほど。分かりました。
会長	そういう意味ですと、公開されている情報を、今回諮問第31号補足資料として、杉並区が結構端的にまとめていただいているのだと思うのです。委員会が出したのは、あらゆる情報を彼らは出さないといけないので、少

	<p>し見てもポイントというか要所が分からないのですが、こちらの杉並区が用意していただいたのは正に杉並区に取って必要なポイントだけを抽出していただいている形になっています。ですから、この資料の作成というのはそこそこ時間が掛かったのではないかと私は思っているのです。</p>
委員	<p>もう少し細かい資料がなかったでしたかね。この部分はこのぐらいが良くなくて悪くてという、そういうのはなかったでしょうか。それが公開されていて、杉並区がこれを用意したということですかね。</p>
会長	<p>そうですね。少なくとも、これより細かいことは公開されている情報としてはないですね。きれいに抜粋していただいている形ですね。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>そうしましたら、設置するという形で、部会長及び部会の委員については、審議会条例の第7条の2の第2項に基づき会長が指名することになっていますので、私から指名をさせていただければと思います。本件につきましては、今のやり取りにありましたとおり、専門的な知見を要するものかと認識しておりますので、学識経験者の浅見委員、加藤委員、細川委員、水町委員、私の5名で部会を構成したいと思います。</p> <p>こちらに関して、傍聴は従来の専門部会と全く同じで傍聴できますので、必要であれば傍聴を是非していただきたいと思います。また、部会長については、弁護士であり本審議会の会長職務代理者である浅見委員にお願いしたいと思います。部会員と部会長の指名について、何か御異存はありますか。最初から入っておきたいとかいう御意見があれば、何うことはできます。ただ、一旦傍聴していただいて、場合によってはその後に、意見交換みたいな時間があってもいいかなとは思っています。</p> <p>それでは、事務局は調整の上、部会を開催してください。よろしく願いします。開催日程が決まりましたら、この審議会の委員の方にも、傍聴のために日程を随時連絡していただければと思います。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項につきまして、ここで答申をしていきたいと思っております。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容を御確認ください。</p>
(答申案文の配布)	
会長	<p>この内容でよろしいでしょうか。</p>
(異議なし)	
会長	<p>では、答申文をデジタル戦略担当部長にお渡しします。</p>
(答申文の受領)	
会長	<p>本日の議題は以上となります。事務局から何かございますか。</p>
情報管理課長	<p>事務連絡でございます。本日確定した令和3年度第6回の会議録については、事務局からお配りいたしますのでお受け取りいただければと思います。また、オンライン参加の委員については、後日事務局から送付をさせていただきますのでよろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p>

会長	それでは、以上で令和4年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきありがとうございました。
----	--